

**参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の  
提出を求める公示**

平成19年2月9日

近畿地方整備局

豊岡河川国道事務所長 中村 文彦

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

**1. 当該招請の主旨**

本業務については、豊岡河川国道事務所の激特事業を適正かつ円滑に実施するために、事業に関わる調査・計画・設計・工事発注・施工に関する事項について関係調整や取りまとめを行い、総合的な事業監理を行うための業務補助を行うものであり、業務内容やデータの取り扱いには厳格な守秘とともに、特定の企業や団体との関係がない公平・中立な立場が求められ、また、治水事業に関する調査・計画、各種設計基準、工事積算、工事の施工、河川管理施設の維持管理についての専門的な技術力と知識を有し総合的な検討ができる能力や、発注者以外の行政機関等との調整能力が必要であるとともに、河川事業や河川行政に関する専門的な知識、公共事業用地取得に関する専門的な知識を必要とすることから、(社)近畿建設協会以下、「特定公益法人等」という)を契約の相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該公益法人等以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4.の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定公益法人等との契約手続きに移行する。

なお、4.の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定公益法人等と当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する予定である。

**2. 業務概要**

(1) 業務名 平成19年度円山川激特事業監理補助業務

(2) 業務内容

- ①河道掘削及び土砂受け入れ地に関わる補助業務
- ②協定の締結等に関わる補助業務
- ③発注、工程管理、工事間調整等の工事に関わる補助業務
- ④地元・関係機関等との協議調整に関わる補助業務
- ⑤環境・文化財調査に関わる補助業務
- ⑥安全協議会等の工事・調査等に関わる会議運営に関わる補助業務
- ⑦工事の広報・苦情処理・事故等の対応に関する補助業務

(3) 履行期限 平成20年3月31日

**3. 業務目的**

本業務は、豊岡河川国道事務所が実施している激特事業を、適正かつ円滑に実施させることを目的として実施するものである。

#### 4. 応募要件

(1) 参加意思確認書の提出者に対する要件は、以下のとおりとする。

1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 近畿地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

2) 技術力に関する要件

- ① 治水事業に関する、調査・計画、各種設計基準、工事積算、工事の施工、河川管理施設の維持管理、についての専門的な技術力と知識を有し総合的な検討ができる能力を有していること。
- ② 発注者以外の行政機関等との調整能力を有していること。

3) 中立性・公平性に関する要件

本業務に関連する特定の企業や団体と資本・人事面において関連がなく、中立性・公平性に欠けるものでないこと。

4) 守秘性に関する要件

守秘義務の遵守及び違反した場合の適切な罰則などについて社則などに明記していること。

5) 業務執行体制に関する要件

河川事業や河川行政に関する専門的な知識を有する技術者と、公共事業用地の用地取得に関する用地補償についての専門的な知識を有する実務経験者を有していること。

6) 業務実績に関する要件

下記に示す同種又は類似業務について、元請けとして1件以上受注した実績を有していること。

- ・ 同種業務：平成14年度以降に受注し完了又は完了を予定している国の機関（近畿地方整備局管内）（（独）水資源機構関西支社含む）が発注した事業監理又は事業監理補助業務
- ・ 類似業務：平成14年度以降に受注し完了又は完了を予定している近畿地方整備局管内の各府県政令市が発注した事業監理又は事業監理補助業務

7) その他の要件

災害時に本業務に関連する緊急的な業務に対し、迅速かつ確実に応援態勢がとれること。

(2) 配置予定技術者に対する資格要件及び業務実績等は以下のとおりとする。

1) 配置予定管理技術者

・ 資格要件

下記のいずれかの資格・経験を有していること。

- ア) 技術士（建設部門）の資格を取得後5年以上の実務経験を有し、業務の統括管理を5年以上継続している者
- イ) 1級土木施工管理技士の資格を取得後10年以上の実務経験を有し、業務の統括管理を5年以上継続している者
- ウ) 国土交通省又は地方公共団体において管理職の職階にあった者で技術士（建設部門）の資格、又は1級土木施工管理技士の資格を取得している者
- エ) 国土交通省又は地方公共団体において管理職の職階にあった者で、土木請負工事・調査の設計・監督検査・管理の経験が通算20年以上あり、そ

のうち統括管理を2年以上経験した者  
オ) 国土交通大臣が技術士（建設部門）の資格と同程度の知識及び技術を有するものと認定した者

・ 同種又は類似業務の実績

下記に示す同種又は類似業務の実績を有している者

- ・ 同種業務：平成14年度以降に受注し完了又は完了を予定している国の機関（近畿地方整備局管内）（独）水資源機構関西支社含む）が発注した事業監理又は事業監理補助業務
- ・ 類似業務：平成14年度以降に受注し完了又は完了を予定している近畿地方整備局管内の各府県政令市が発注した事業監理又は事業監理補助業務

2) 配置予定担当技術者【現場技術員（現場責任者）】

下記のいずれかの資格・経験を有していること。

- ア) 技術士（建設部門）の資格を取得後5年以上の実務経験（現場経験を2年以上を含む）を有している者
- イ) 1級土木施工管理技士の資格を取得後、10年以上の実務経験を有し、業務の統括管理を5年以上継続している者
- ウ) 国土交通省又は地方公共団体において、土木請負工事、調査・設計、監督検査、維持管理、に関する経験を通算15年以上有している者

・ 同種又は類似業務の実績

下記に示す同種又は類似業務の実績を有している者

- ・ 同種業務：平成14年度以降に受注し完了又は完了を予定している国の機関（近畿地方整備局管内）（独）水資源機構関西支社含む）が発注した事業監理又は事業監理補助業務
- ・ 類似業務：平成14年度以降に受注し完了又は完了を予定している近畿地方整備局管内の各府県政令市が発注した事業監理又は事業監理補助業務

3) 配置予定担当技術者【現場技術員（A）】

下記のいずれかの資格・経験を有していること。

- ア) 1級または2級土木施工管理技士の資格を有する者。
- イ) 国土交通省又は地方公共団体において、土木請負工事、調査・設計、監督検査、維持管理、に関する経験を通算10年以上有している者

・ 同種又は類似業務の実績

下記に示す同種又は類似業務の実績を有している者

- ・ 同種業務：平成14年度以降に受注し完了又は完了を予定している国の機関（近畿地方整備局管内）（独）水資源機構関西支社含む）が発注した事業監理又は事業監理補助業務
- ・ 類似業務：平成14年度以降に受注し完了又は完了を予定している近畿地方整備局管内の各府県政令市が発注した事業監理又は事業監理補助業務

5. 手続等

(1) 担当部局

〒668-0025兵庫県豊岡市幸町10番3号

国土交通省近畿地方整備局豊岡河川国道事務所経理課契約係

電話：0796-22-3126（代）（内線224） FAX：0796-22-7756

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

平成19年2月9日(金)から平成19年3月1日(木)まで

(土、日曜日および祭日は除く。交付時間は9時00分から16時00分まで)

(1)に同じ。

手渡しとする。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

平成19年3月2日(金)16時00分 (1)に同じ。持参、郵送（書留郵便に限る。）または電送（事前に担当部局へ連絡を入れること）すること。

6. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 5(1)に同じ。

(3) 当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する際の提出予定期限：平成19年3月19日(月)16時00分

(4) 近畿地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成17・18年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない場合も5(3)により参加意思確認書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時に、当該資格の認定を受けているとともに、平成19・20年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の申請を行っていること。

(5) 詳細は説明書による。

以上